

佐賀県告示第二百十五号

次の医療機関の開設者からの救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に定める救急業務に関し協力する旨の申出は、撤回された。

平成二十三年七月十二日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	開設者	撤回年月日
伊万里市立市民病院	伊万里市二里町大里乙一二七一番地	伊万里市長	平成二十三年六月三〇日